

平成31年2月13日

亀岡市議会議長 齊藤 一義 様

発議者 西口 純生
木曾 利廣
三上 泉
富谷加都子

亀岡市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び亀岡市議会
会議規則第14条の規定により提出します。

議第1号議案

亀岡市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

亀岡市議会委員会条例(昭和48年亀岡市条例第43号)の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

亀岡市議会委員会条例の一部を改正する条例

亀岡市議会委員会条例(昭和48年亀岡市条例第43号)の一部を次のように改正する。

第3条の2第2項中「8人」を「7人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。